

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年5月17日開催 主要行等]

## 1. 「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について

- 4月26日に決定した政府の総合緊急対策を踏まえ、5月11日、資金繰り支援の徹底等について改めて要請を行った。
- コロナの影響が長期化する中で、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、事業者等の資金繰りに支障が生じないよう、きめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。
- 特に、コロナの影響が3年目に入る中で、2度目、3度目の返済猶予や条件変更の相談が増えており、引き続き、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただきたい。

## 2. ウクライナ避難民の口座開設等について

- これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上に向けて、様々な取り組みを実施されてきたものと承知。
- 来日したウクライナ避難民の方々に対して、出入国在留管理庁より、ウクライナ避難民であることの証明書が順次交付されている。避難民の方々への支援金の支給も順次行われており、この証明書を持つ方が金融機関窓口に来訪され、口座開設を希望されるケースが想定される。
- 既に周知させていただいたとおり、ウクライナ避難民の方々の生活の利便性向上に向けて、この証明書を持つウクライナ避難民の方が口座開設を希望される場合には、円滑な口座開設手続きのために必要となる本人確認書類や手続き内容、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するなど、丁寧な

顧客対応をお願いしたい。

(注) なお、この証明書は在留カード等を代替するものではなく、本人確認等の手続きについては、従前どおり法令に基づき適切に実施する必要がある点に留意。

- また、例えばウクライナ避難民の方が在留カードを所持していない場合であっても、在留カードを申請中の場合には、口座開設を受け付け、合理的な期間内に本人確認を完了するなど、顧客に寄り添った柔軟な対応をお願いしたい。
- 加えて、ウクライナ避難民の方の口座への支援金の振込を受け付ける場合には、支援金を支給する自治体等と連携するなど、迅速に入金できるようお願いしたい。

### 3. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用を含めた事業者支援について

- 4月15日より、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（「事業再生ガイドライン」）の適用が開始された。事業再生ガイドラインは、コロナの影響が長期化する中で、過剰債務状態にある事業者の再生を支援する、極めて重要なツールの一つである。
- 事業再生ガイドラインの趣旨・内容を、営業現場の第一線に浸透させ、事業者の相談にしっかりと応じていただきたい。  
加えて、事業者の業況や地域への影響を能動的に把握して、重点的な支援が必要となる対象を特定の上、必要に応じて地域の関係者とも連携しながら計画策定支援に取り組むなど、事業再生ガイドラインを積極的に活用した事業者の再生支援等に取り組んでいただきたい。

### 4. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方を踏まえた一層の取組みについて

- 経営者保証ガイドラインには、経営者の個人破産を回避し、保証債務を私的整理する手続きが規定されているが、今回、全国銀行協会が中心となって、

当該私的整理手続に焦点を当てた、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（「基本的考え方」）を、事業再生ガイドラインと合わせてとりまとめていただいた。

- 厳しい状況にある事業者には、しっかりと再生を果たしていただくのが望ましい姿である一方、やむなく廃業に至ってしまう場合には、保証を提供する経営者個人の破産を回避し、再チャレンジを支援していく観点から、この「基本的考え方」も非常に重要。
- 事業再生ガイドラインに合わせ、「基本的考え方」についても、しっかりと営業現場の第一線まで浸透・定着を図るとともに、事業者や弁護士等の専門家からの相談に丁寧に応じていただきたい。金融庁としても、金融機関の取組みをフォローしていく。

#### 5. 「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」の公表について

- 5月16日、全国銀行協会が、預金者本人に突然の病気や事故等の不測の事態が生じた場合において、代理人からの預金の払出しの依頼があった際の参考となるよう、「考え方」を整理、公表されたと承知。
- 2021事務年度の金融行政方針においても、この「考え方」の整理や周知が進むよう、業界の取組みを後押しすることとしている。
- 突然の事態で困っておられる預金者の親族等に寄り添った対応が行われるよう、現場で対応される営業店の担当者に、この「考え方」をしっかりと周知・徹底いただき、利用者利便の更なる向上に努めていただきたい。
- また、コロナの感染拡大防止が引き続き求められる中で、施設や病院での面談等ができず、預金者本人による手続が困難になるといった声も聞かれる。本人の置かれた事情を良く傾聴し、どうすれば本人の利益に適う対応が可能となるのか、相談に親身に応じていただくよう、お願いしたい。

## 6. 銀証ファイアーウォール規制の見直しを踏まえた体制整備について

- 銀証ファイアーウォール規制の見直しに関する内閣府令・監督指針の改正については、4月22日に公布し、6月22日の施行を予定している。
  - 今般の監督指針の改正においては、情報授受規制の見直しを行う一方、弊害防止措置の実効性強化のため、顧客情報管理などについて監督上の着眼点を明確化している。  
例えば、
    - ・ 法人関係情報に当たらない非公開情報のようなものも含め、顧客等に関する情報一般について、Need to know原則を十分に踏まえた情報管理を徹底することや、
    - ・ 当該情報の管理状況をコンプライアンス部門の関与の下で適時・適切に検証すること、情報の漏えい等に際して経営上重要な事案には経営陣が適切に関与すること
- 等、今回の改正を踏まえた体制の強化が必要である。
- また、同時に、そもそも改正前から求められてきた体制整備についても、万全と言える状態になっているのか、改めて自らの顧客情報管理態勢を顧みていただきたい。

## 7. 個人情報情報センターにおける新たな情報交流の開始について

- 5月6日に、全国銀行協会が運営する個人情報センター（「個信センター」）が、貸金業法上の2つの信用情報機関（JICC、CIC）との間において、新たな情報交流等を開始したと承知。
- 3機関間で、既契約分を含めた銀行カードローン債権及び貸金債権について情報交流が行われるとともに、これまで月次での登録とされていた銀行のカードローン債権情報の個信センターへの登録が、日次で行われることとなり、精度の高い信用情報により総債務の把握が行われることになると承知。

- 本取組みを通じて、引き続き、健全な消費者金融市場の形成に努めていただきたい。

## 8. 公的年金シミュレーターについて

- 4月25日、厚生労働省が「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。これは、2022年4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記載の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、生年月日を入力するだけで、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールである。
- 顧客のライフプランやニーズに応じた商品提案を行うために、個々人の年金を「見える化」する、こうしたツールも有効になり得ると考えるので、活用を検討いただきたい。
- なお、顧客の資産形成に資するツールとしては、NISA、つみたてNISAやiDeCoのような税制優遇制度もある。こうしたものも、顧客のニーズに応じてご提案をいただき、引き続き、顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

(注) 試験運用について、厚生労働省によると、既に本格稼働と同水準のテストを繰り返しており、今後、年金額試算機能について抜本的な修正を想定しているものではなく、主にねんきん定期便に記載された二次元コードの読み取りの正確性を検証し、利用者の満足度の向上を目的とした期間であるとのこと。そのため、年金額試算機能そのものについては、本格稼働を待たず、試験運用中においても、ご利用いただくことが可能。

## 9. 気候変動ガイダンスについて

- 金融庁は、4月25日に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の意見募集(パブリックコメント)を開始した。
- 世界で脱炭素化の動きが加速し、企業が気候変動に関連する様々な環境変化に直面する中、顧客企業の気候変動対応への支援等を通じ、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営につなげていただくことが重要。

- 本ガイドスは、こうした取組みを後押しする観点から、
  - ・ 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と各金融機関との対話の着眼点や
  - ・ 各金融機関における顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示したものの。
- なお、本ガイドスは、よりよい実務の構築に向けた金融庁と各金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付ける性質のものではない。
- 金融庁としては、パブリックコメントでの意見も踏まえたうえで、本ガイドスを最終化し、顧客企業の気候変動対応への支援の取組み等に関して金融機関との対話を進めていきたい。

#### 10. 経済安全保障推進法について

- 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、規制対象として、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

#### 11. 最終化されたバーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの実施に関して、4月28日に、改正自己資本比率告示を公布した。

- 今後は、2023年3月末からの実施を希望される金融機関を中心に、新規制に基づく届出・承認等の手続きが控えている。詳細は追って案内申し上げるが、引き続き、丁寧に対話をしながら、準備を進めてまいりたい。

## 12. マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）の一部改訂について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問」（「FAQ」）については、金融機関の方々から色々な質問が寄せられており、今回、質問の多かった部分について考え方を明確に示すべく、FAQの改訂を検討している。
- 改訂予定の箇所は、
  - ・ 金融機関等から分かりにくいとの指摘があった記載の修正や
  - ・ 正しい理解を促すために説明や具体例を追加するものとなっている。
- 5月中に、協会を通じて意見やコメントを募集する予定であり、率直な意見や質問をいただきたい。

## 13. 内部格付・引当に関する検証について

- 国内外の経済環境の変化を見据え、3メガバンクを中心に、内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について、水平レビューを行った。検証においては、各プロセスにおける個々の実務の良し悪しではなく、全体としての適切性を重視して検証を行った。
- 概要を紹介すると、内部格付については、
  - ・ 定量モデルの設計思想の違いにより、格付の安定性と機動性のどちらを重視するかに幅が見られること、
  - ・ 企業の業績見通しなど、定量モデルで捕捉出来ない定性情報を各行独自

の手法で内部格付や債務者区分に反映させていること、  
などの特徴が確認された。

- また、引当については、低デフォルト環境下での十分な水準確保のため、
  - ・ デフォルト率の算定期間を長期化すること、
  - ・ 債務者をリスク特性に応じてグループ化した上で、将来情報を用いて当該債務者グループに対し引当を行うこと、

などの特徴が確認された。

- こうした取組みを通じ、経済・市場環境の変化を捉え、債務者の実態をより反映する内部格付や引当のプロセスの構築を進めていることが確認できた。

なお、これらの実務を踏まえ、金融庁でデフォルト率が一律に短期間で上昇する前提で機械的な試算を行ったところ、各行とも一定程度保守的な引当水準となるような枠組みとなっていることが確認できた。

- 今後とも、さらなる高度化に向けて対話を進めてまいりたい。

#### 14. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいている。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年5月 → 2022年5月)

交付枚数：約 3,813 万枚 → 約 5,577 万枚

人口に対する交付枚数率：30.0% → 44.0%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「銀行業」における取得率は 60.9%であり、全 98 業種のうち 29 位となっている。

(参考) 今回 (2022年1月25日～2月4日) 調査における各業種の取得率の状況

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)



保険業（保険媒体代理業、保険サービス業を含む）：54.5%（84位）  
協同組織金融業：51.0%（97位）

- 他業種における取得率も上昇しており、今後、協力依頼を発出する予定であるが、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

#### 15. サステナブルファイナンスについて

- 4月、金融安定理事会（FSB）及び気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）から、サステナブルファイナンスに関する報告書が公表された。主なポイントは以下のとおり。
- FSBからは、4月29日、気候変動から生じるシステムワイドな金融リスクに対応するための規制・監督手法に関する中間報告書が公表された。
  - ・ 金融機関に対する報告要請やシステムワイドな気候関連リスクへの対応について、規制監督当局に対するハイレベルな提言や各国における対応事例の紹介などを行っている。
  - ・ 6月30日まで市中協議に付され、2022年10月に最終化される予定である。最終報告書が公表された後、各規制設置主体や各国において対応が検討されていくものと考えている。グローバルで目線を統一するため、他当局と連携して対応を進めていきたいと考えており、市中協議に対して幅広い意見を寄せていただきたい。
- NGFSからは、4月27日、グリーン及びトランジション・ファイナンスに係る市場の透明性の向上に関する技術文書が公表された。
  - ・ タクソミー、外部認証、トランジションに関する指標といったサステナブルファイナンス関連ツールの各法域における現状をまとめている。日本の取組事例も紹介しながら、事業体の脱炭素に向けた移行を促すことの

重要性について言及しており、確認いただきたい。

- このように、気候変動を金融機関におけるリスク管理や、規制監督に取り入れる動きが進展する中、シナリオ分析の重要性が高まっており、金融庁は、4月12日に、「気候変動関連リスクに係るシナリオ分析に関する調査」に係る報告書を公表した。
  - ・ NGFS が公表するシナリオの解説や海外での利用事例の紹介、主要変数の比較による NGFS シナリオの定量的な分析や、分析結果を踏まえた気候関連リスク分析における留意点の指摘などを行っている。確認の上、気候関連リスク管理の検討・高度化に役立てていただきたい。
- また、パリ協定の目標達成に向けたトランジションを促すため、金融庁は、5月26日、“Transition to Net-zero”と題した国際カンファレンスを主催。金融庁からは、鈴木大臣が開会挨拶を、天谷金融国際審議官が閉会挨拶を行うほか、複数の幹部職員が登壇予定。移行に必要な道筋やトランジション・ファイナンスに焦点を当て、国内外の金融界・産業界・政策関係者を招いて議論を行う予定。

## 16. FATF 第5次相互審査について

- 2014年から開始されたFATF第4次相互審査プロセス全体を通じて認識した問題意識も踏まえ、FATFでは、相互審査プロセスの戦略的な見直しに取り組んでおり、4月19日、第5次相互審査の審査基準や手続等の詳細を公表した。
- 第5次相互審査のポイントとしては、①相互審査の間隔を10年から6年に短縮、②より被審査国のリスクにフォーカスした審査、に加えて、特に③法令の執行状況とその有効性に関する審査（I0）がより重視されること、④フォローアップ基準が厳格化されること、を強調したい。
- 具体的には、第5次審査からは、I03において、金融機関に対する監督の有効性とこれら事業者の予防的措置が審査され、非金融の特定事業者（DNFBPs）の審査と分けて、有効性が評価されること、また、全11個ある有

効性評価項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が増えるなど、基準が厳しくなっている点が挙げられる。

- 各国の具体的な審査スケジュールは決定していないが、FATFでは、2025年から、第5次審査が順次始まることとされており、こうした動きも見据えた上で、引き続き、マネロン等対策の実効性向上に向けて取り組んでいただきたい。

(以 上)